

令和6年度 4月配付版

令和6年度

加計小ガイドブック



安芸太田町立加計小学校

安芸太田町加計 3525 番地 2

Tel (0826) 22-0049

<https://cms.gakko.akiota.jp/kakesho/>

「加計小ガイドブック」を発刊するにあたって

平成28年4月1日、修道小学校・加計小学校・津浪小学校・殿賀小学校が統合され、木造の新校舎で、新たな加計小学校がスタートしました。

加計小学校は、校訓『堅忍持久 至誠実行』のもと、「気づいて 考えて やってみる！
—自分を大切に 人を大切に 力を合わせて—」を学校教育目標として掲げ、教育実践を積み上げてきています。

具体的には、めざす姿を次のように設定しています。

～めざす児童像～

チャレンジする子 豊かに感じる子 考え学び合う子

～めざす学校像～

子供が主役の学校 出会いと感動のある学校 地域と共に歩む学校

～めざす教師像～

確かな授業力をもつ教職員 豊かな人間性を持つ教職員 愛情と使命感に満ちた教職員

子供は、学校・家庭・地域の総合した教育力により育っていきます。「子供たちの健やかな成長」という共通の目標に向かって、三者がそれぞれの立場に関わり、共に協力することによって、その効果は最大限となります。

そのためには、学校・家庭・地域が共通の「ものさし」をもって子供たちに接し、育てていくことが大切です。

この「加計小ガイドブック」は、学校と保護者の皆様との共通の「ものさし」とし、保護者の皆様との連携のもとで最大限の教育効果をあげることを願って作成しております。

ともに手を携えて、子供たちの健やかな成長のため教育活動が行えるよう、この趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

安芸太田町立加計小学校 校長 萩原 英子

目次

第1章 小学校での学び

- 教育は信頼があってこそ・・・ 1
- 心も体も満タンに！・・・ 1
- 学校は楽しいところ・・・ 2
- 当たり前をやりきる気持ちよさを・・・ 2
- 学校経営構想・・・ 3

第2章 学習について

- 真剣な授業・・・ 4
- 家庭学習（自主学習）・・・ 4
- 教育研究・・・ 5
- 特別支援教育・・・ 5
- あゆみ・・・ 6
- タブレットについて・・・ 6
- 「よりよく成長する加計小学校の子どもたち」
を目指して・・・ 6

第3章 生活について

- いじめは許さない・・・ 10
- きまりを守る・・・ 10
- 生徒指導規程・・・ 10
- 加計小学校基準服の規定・・・ 14
- タブレットの使い方の約束・・・ 15
- 登下校について・・・ 17
- 日課表・・・ 18

第4章 家庭との連携について

- 参観日の意義とお願い・・・ 19
- 家庭訪問・・・ 19
- 学級懇談会・・・ 19
- 個人懇談・・・ 20
- 学校からの情報発信など・・・ 20

第5章 教育相談について

- 「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」について・・・ 21
- スクールカウンセリングについて・・・ 21

第6章 安全について

- 警報発令など非常・緊急時の対応・・・ 22
- メール配信について・・・ 23

第7章 保健室から

- 保健室では・・・ 23
- 日本スポーツ振興センターについて・・・ 23
- 感染症にかかった場合について・・・ 24
- アレルギーの対応について・・・ 24

第8章 給食について

- 給食指導について・・・ 24
- 食物アレルギー対応について・・・ 24
- 給食費について・・・ 25

第9章 事務室から

- 学校納入金・・・ 25
- 物品販売について・・・ 25

第1章 小学校での学び

■ 教育は信頼があってこそ

子供と先生、保護者と子供、先生と保護者。この三者が信頼で結ばれている中で、子供たちは成長することができます。子供にとって最も大事なものは、周りの大人の温かいまなざしです。そして、自分の周りには「自分のことを大切に思い、信じてくれる人がたくさんいる」と感じる必要があります。成長の過程では、様々なことが起こります。それを自分の力で乗り越えて行きながら、子供たちは「一人の自立した人間」に育っていきます。時にくじけそうになったり、逃げだしたくなることもあります。その時に前へ進む勇気を与えてくれるのがお家の方であり、私たち教員でありたいと思います。御家庭と学校が同じ方向に向かっていくことは、子供たちの成長にプラスに働きます。そのためにも保護者の皆様をお願いしたいことがあります。それは「子供の前で先生の悪口を言わない」ということです。先生の悪口は子供と先生との信頼関係を壊すことになります。「これは…」と思われることがあった時は、遠慮なく学校に御相談ください。相談しやすくなるよう、学校も努めてまいります。



■ 心も体も満タんに！

学校は学習するところです。学校で力いっぱい学習したり生活したりするためには、次の3つの準備が不可欠です。

1 『体の準備』

基本的な生活習慣が不十分なために、朝からあくびをしていては集中できません。「早寝・早起き・朝ごはん」で元気いっぱい登校できるようにお願いします。

2 『心の準備』

家を出る前に叱られては、元気は出ません。「今日もがんばるぞ」と気持ちよくスタートできるよう笑顔で送り出してあげてください。

3 『物の準備』

学習等に必要なものを忘れてしまうと、それだけで学びの意欲は下がってしまいます。宿題や提出物、道具等、前の晩に準備を整える習慣をつけてください。できるようになるまでは、お家の方も一緒に準備をしていただくと安心です。



『体と心と物』—これら3つの準備を整え、「行ってらっしゃい！」と子供たちを送り出していただきたいと思ひます。

■ 学校は楽しいところ

学校は楽しい場所ではなくてはなりません。一番の楽しさは「学ぶ楽しさ」です。「人は誰でも学ぶ力もっている」これが私たちが大切にしている考えです。そして、その学ぶ力を発揮するために必要なことは「環境」です。「不思議だな」「どうなっているのだろう」と疑問に思ったことを自ら考えたいくなるような問いや学習材との出会い（環境）を用意することが教員の大きな務めです。そのために私たちはプロの教師として、よりよい授業デザインのある方を研究し、全職員一丸となって取り組んでいきます。

もう一つの学校の楽しさは、様々な活動を通して友だちや先生と「関わり合う楽しさ」「自分とは違う他者の考えを聞きながら自分自身の考えをよりよくしていく楽しさ」です。友だちと一緒に学習したり、遊んだりする喜び、運動会などみんなでがんばっていく喜びなど、一人では決して味わえないものです。どの子ども「関わり合い、共に学ぶ楽しさ」を味わうことができるよう、多種多様な活動を仕組んでいきます。



■ 当たり前をやりきる気持ち良さを

大人にもオンとオフがあるように、学校生活と家に帰ってからの生活との切り替えは必要です。学習に関係ないものを持ってきたり服装が乱れたりしては、本来の「学ぶ」という目的が見失われてしまいます。学校は学ぶところなので、それにふさわしいことや大切にしなければならないことは何かということをしつくり考えさせながら、実践につなげていきたいと思っています。また、あいさつをする、返事をする、人の話をしっかり聞く・・・たくさんの方が学ぶ学校では、「ルール」があります。お互いの学習権を守るために必要なことです。毎日の「当たり前」をきちんとやりきる集団に育つことで、みんなで安心して成長できる学校になります。その経験を積み、やりきる気持ちよさを味わわせていきたいと思っています。

加計小学校では、学習や生活する上での約束（加計小スタイル）を明示し、校内で統一して指導しています。もちろん、学年や発達段階で指導のレベルは異なりますが、どの先生も同様な指導ができるよう、共通理解を進めています。御家庭でも加計小のきまり等を御確認いただき、様々なご意見はあろうと思いますが、「きまりを守る」ことの大切さをお子様にお伝えいただければ幸いです。



校訓 堅忍持久 至誠実行

令和6年度 安芸太田町立加計小学校学校経営全体構想



スクリーンキャラクター
かけまろくん

日本国憲法・教育基本法・学習指導要領・「令和の日本型学校教育」・広島版「学びの变革」AP・安芸太田町「教育大綱」・もみじプラン・SDGs

ミッション

〇ふるさとを愛し、「知・徳・体」の学びを生きる力の基礎として身に付け、将来への夢と希望を持ち、意欲に満ちた子どもの育成（地域の要請）

〇予測不可能な社会の課題に、主体的に関わり、協働して解決できる人材の育成（SDGs：社会の要請）

学校教育目標

気づいて 考えて やって みる！—自分を大切に 人を大切に 力を合わせて—

【研究主題】
未知の課題に経験・既習・他者の意見を関係づけて解決できる児童の育成
～思考の「すべ」を獲得し、それをいかせる授業実践を通して～

【重点的に育てる資質・能力】
関係付ける**思考力・自信**

【健康・安全への意識と実行】
〇生活リズムの確立(保護者啓発)
〇町内ノーメデアイデーへの参加
〇日常的な体力づくり
〇「走力」向上を核に
〇健康・安全教育の充実
〇系統的な「命の教育」実践

【自己を尊重し、自己を確立する】
〇キャリア教育の充実
〇積極的生徒指導の推進
〇特別活動・児童会の充実
〇人権教育の推進
〇「気づく」感性
〇特別支援教育の考え方を生かして
〇児童理解・個別最適な学びの場

【信頼される学校・危機管理・保護者との連携】
〇人材育成
〇協議学習・先端技術活用・学校間連携を通しての力量向上
〇不祥事防止
〇情報が集まる職員室
〇チームの所属感
〇保護者との連携
〇学校生活を支える家庭環境
〇子育て・学びへの考えの醸成

【教科等での学びの充実】
〇思考の「すべ」を取り入れた思考力育成の授業
〇児童が「すべ」を意識しながら思考活動に取り組む
〇思考の「すべ」：比較・関係付け・既習・話型
〇対話を通して自分の考えをアップデート
〇協議学習(知識構成型ジグソー法)
〇学びを下支えする「学校まるごと図書館」
〇読書活動推進(質と量の向上)

【郷土愛・開かれた学校】
〇学校運営協議会(コミュニティースクール)の充実
〇地域とつながる活動推進
〇地域の素材・人材に学ぶ
〇マーチングバンド
〇加計小百句苑(俳句)
〇積極的公開と情報発信
〇接続カリキュラムの推進
〇国所・中学校との連携

【調音学習で得た「人はどう学ぶのか」についての知見を各段の授業デザインに生かす】

【子どもが創る大人が支える加計小学校】
気づく
やるみる
考える

調音のものをさし
なりたい自分
生活・自分自身
で実践する
気づきの質
を高める
学びの場・
素材として

加計小ベニーシク(特号)
加計小西町苑(特号)

Kokesho オケホ
奏でて回りも自分も幸せに!

調音学習
加計小ベニーシク①

加計小ベニーシク②
加計小ベニーシク③
マーチングバンド

調音学習で得た「人はどう学ぶのか」についての知見を各段の授業デザインに生かす

調音学習
加計小ベニーシク①

調音学習
加計小ベニーシク②

調音学習
加計小ベニーシク③

調音学習
加計小ベニーシク④

調音学習
加計小ベニーシク⑤

調音学習
加計小ベニーシク⑥

調音学習
加計小ベニーシク⑦

調音学習
加計小ベニーシク⑧

調音学習
加計小ベニーシク⑨

調音学習
加計小ベニーシク⑩

調音学習
加計小ベニーシク⑪

調音学習
加計小ベニーシク⑫

調音学習
加計小ベニーシク⑬

調音学習
加計小ベニーシク⑭

調音学習
加計小ベニーシク⑮

調音学習
加計小ベニーシク⑯

調音学習
加計小ベニーシク⑰

調音学習
加計小ベニーシク⑱

調音学習
加計小ベニーシク⑲

調音学習
加計小ベニーシク⑳

調音学習
加計小ベニーシク㉑

調音学習
加計小ベニーシク㉒

調音学習
加計小ベニーシク㉓

調音学習
加計小ベニーシク㉔

調音学習
加計小ベニーシク㉕

調音学習
加計小ベニーシク㉖

調音学習
加計小ベニーシク㉗

調音学習
加計小ベニーシク㉘

調音学習
加計小ベニーシク㉙

調音学習
加計小ベニーシク㉚

調音学習
加計小ベニーシク㉛

調音学習
加計小ベニーシク㉜

調音学習
加計小ベニーシク㉝

調音学習
加計小ベニーシク㉞

調音学習
加計小ベニーシク㉟

調音学習
加計小ベニーシク㊱

調音学習
加計小ベニーシク㊲

調音学習
加計小ベニーシク㊳

調音学習
加計小ベニーシク㊴

調音学習
加計小ベニーシク㊵

調音学習
加計小ベニーシク㊶

調音学習
加計小ベニーシク㊷

調音学習
加計小ベニーシク㊸

調音学習
加計小ベニーシク㊹

調音学習
加計小ベニーシク㊺

調音学習
加計小ベニーシク㊻

調音学習
加計小ベニーシク㊼

調音学習
加計小ベニーシク㊽

調音学習
加計小ベニーシク㊾

調音学習
加計小ベニーシク㊿

第2章 学習について

■ 真剣な授業

学校の命は「授業」です。「授業」と聞いてどんなイメージを思い浮かべますか。

加計小学校では、日々の授業を通して「予測不能な時代をたくましく生きる力（＝人間力）を育てる」ことを目指します。

つまり、日々の授業の中で、教科の学びと道徳性・人間性を培うための学びを一体的に行います。加計小学校では、身に付けさせたい資質・能力として、「関連付ける思考力」「自信」の2つを設定しています。学びの中で身につけたこれらの資質・能力が、社会人となっても通用する「生きる力（＝人間力）」につながっていきます。

知識や技能は、使ってみて初めて自分のものになります。授業の中で友だちと対話することを通して、課題に気づいたり、友だちの考えを取り入れながら自分の考えをよりよく変えていくことで、深い学びにつなげることができます。また、目標に向かって粘り強く取り組む精神力や一緒に成長しようとする気持ちなども育てたいと思います。

授業を充実させ、基礎・基本を学び、学習したことを実際に使ってみながら定着させるとともに、それらを活用できる力を高めていきたいと思います。

■ 家庭学習(自主学習)

学力とは学ぶ力であり、暗記などによる知識量の多さだけではありません。もちろん知識を身に付けることは必要ですが、それに加えて大切なのは、勉強しようという意欲と主体的な学習態度です。そこで、家庭学習の中に「自主学習」を取り入れています。

家庭学習は、学年ごとの時間のめやすを設定しています。

1年生…30分 2年生…40分 3年生…50分

4年生…60分 5年生…75分 6年生…90分

宿題をすませ、終わった残りの時間が自主学習の時間となります。自主学習の内容の決め方や自主学習ノートの使い方については、「手引き」等をもとに学年に応じて指導します。この自主学習のよさは、内容や量が個々に違ってよいことです。また、自分ができる範囲でがんばり、それを認めてもらうことで意欲が高まります。ノートを見ていただくと、子供さんの学習状況や興味関心を知ることができるメリットもあります。ぜひ見ていただき、賞賛や励ましの言葉をかけてあげてください。この賞賛や励ましの言葉が子供さんとの新たなコミュニケーションを生み出すことにもなりますので、よろしくお願いいたします。

■ 教育研究

授業で学力をつけることこそ、私たち教員の使命です。その「授業」の技術を学び、研究を重ねることなくして教員としての成長はありません。教員は授業研究し、様々な研修を通して教師力を磨いています。

教育は専門職といわれます。人に関わる専門職として医師もそうですが、日々学び、専門性を高めていない医師は不安であるように、私たち教員も同じだと思っています。

毎年、研究テーマを決め、どのように指導すれば子供たちが深い学びをすることができるかを、授業実践を通して研究しています。そして、広く公開していくことでさらに磨きをかけていきたいと思っています。

■ 特別支援教育

個別の教育的ニーズのある子供に対し、自立と社会参加を見据え、そのニーズに最も的確に応える学びの場を提供するため、特別支援学級を設置しています。

本校においても「みんなが仲間である」という共生社会の実現につながる実践をベースに、すべての児童が安心して学び育つことのできる教育環境・カリキュラムを提供します。

また、特別支援学級だけでなく、すべての学級において、ユニバーサルデザインの授業づくりに力を入れて、指導にあたっています。それを「特4のキーワード」（特別支援教育4つのキーワード）という合言葉にまとめ、全職員で確認して取り組んでいます。



特4のキーワード（特別支援教育4つのキーワード）	
見通しを持たせる	授業の流れの提示、タイマーの活用 etc
あいまいな指示からの脱却	短文でセンテンス短く、一文一動詞、具体的・肯定的に、抑揚をつけて etc
視覚的な支援	図や表によって示す、授業の流れがわかる板書、具体物の活用 etc
環境づくり	刺激の少ない教室環境、掲示場所の統一 etc 学習のルールづくり、姿勢指導 etc

■ あゆみ

あゆみ（通知表）という形で、学期ごとにどこまで学習ができ、どのような力がついたのかをお知らせします。

人と比べるのではなく、自分のがんばりを確かめることを目的としています。

できたことを褒め、できなかったことには励ましを与えながら、「次はもっとがんばろう」という気持ちが湧くようにさせたいものです。

小学校は中学校と違い、定期試験はありません。学習の区切りでテストをしたり、日々の学びを評価したりして総合的に判断します。宿題などの提出物もとても大切です。あゆみ（通知表）で一喜一憂するのではなく、日々の学習の状況を気にかけて、励ましの声をかけてあげてください。心配なことがあれば、いつでも早めに御相談ください。

■ タブレットについて

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、安芸太田町からタブレットを貸し出しています。タブレットは上手に活用すればとても便利な道具です。

加計小学校では、児童が「安心・安全・快適」にタブレットを使うために、「タブレット活用ルール」を定めています。ご家庭でも、使う時間や使う場所など、子どもと話し合いながらルールを決めていただければと思います。

ご家庭で使っている様子を見ていただき、気になることがありましたら、どんな些細な事であっても学校に御相談ください。

■ 「よりよく成長する加計小学校の子どもたち」を目指して

加計小学校に通う全ての子どもたちが、よりよく成長できるように、また意欲的に学び、安心して自主的・自律的に学校生活を送ることができるようにと、保護者・地域・教職員、加計小学校に関わる全ての大人が願っているはずです。その願いを実現するためにも、子どもたちにとって、最適な環境づくりを目指しています。

学校は学年や学級といった区分が多くあります。その区分ごとにやり方が違っていると、新しい学年や学級に変わるごとにやり方を変えなければなりません。それぞれいろいろあっていいのではないかという考え方もありますが、毎年やり方が変わると、戸惑ってしまう子どももいます。学校生活の基本をそろえることで、6年間安心して生活できます。

そのために加計小学校では、生徒指導規程とともに、大切にしてほしいことやみんなが頑張りたいことなどを学校生活の目標に掲げています。

次のページから、「『よりよく成長する加計小学校の子どもたち』を目指して」を載せています。ぜひ目を通していただき、子どもたちのよりよい成長を目指して、また、みんなが気持ちよく学校生活を送るために、学校の中だけではなく地域でもご家庭でも共通して取り組んだり、意識を共有したりすることで、家庭・地域と学校の双方向で子どもたちがよりよく成長できる環境を作っていきましょう。



「よりよく成長する加計小学校の子どもたち」を目指して

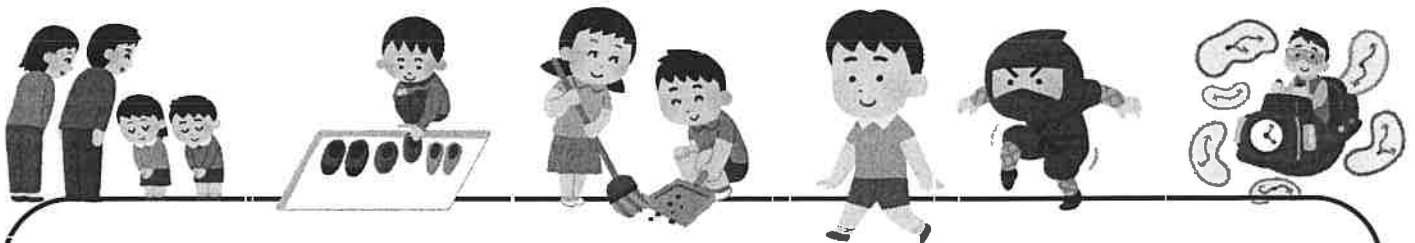
加計小学校に通う全ての子どもたちが、よりよく成長できるように、また意欲的に学び、安心して自主的・自律的に学校生活を送ることができるように、学校にはきまり（生徒指導規程）があります。そのきまりを、みんなで守りながら、きまりの重要性や改善について考えることも大切です。

加計小学校では、生徒指導規程とともに、大切にしてほしいことやみんなで頑張りたいことなどを学校生活の目標に掲げています。よりよい成長を目指して、また、みんなで気持ちよく学校生活を送るために、学校の中だけではなく地域でもご家庭でも共通して取り組んだり、意識を共有したりすることで、家庭・地域と学校の双方向で子どもたちがよりよく成長できる環境を作っていきましょう。

加計っ子「五つの約束」を守るように心がけます。



- 1 **挨拶励行** ～気持ちのよいあいさつや返事をしよう。 (あ)
- 2 **整理整頓** ～下駄箱やトイレのはきものをそろえよう。 (は)
- 3 **黙々掃除** ～掃除を時間いっぱい無言でしよう。 (そ)
- 4 **安閑移動** ～廊下（校舎内）は走らず黙って静かに移動しよう。 (ろ)
- 5 **時間厳守** ～時間を守って3分前行動をしよう。（授業開始、集合） (じ)



言葉遣いを大切にします。

※目上の人への話し方、丁寧な話し方は常に意識してできるようにしましょう。

（～です。～ます。～ください。～ですか。 など）

※不適切な言い方や言葉遣いの場合、正しい言い方を示して、言い直させるようにしましょう。

※基本的な敬語・丁寧語が使えるように、教えたり練習したりしましょう。

※乱暴な言葉遣いや、下品な言葉遣いをみんなで嫌うようにしましょう。

※職員も、日頃から丁寧な言葉遣いで子どもたちに話しかけます。

※授業中は指導者も児童どうしも「～さん」等、敬称をつけて名前を呼ぶようにします。

学習用具を整えます。

①筆箱の中身について

※はさみやのりなどは、筆箱には入れません。

低学年

2Bのえんぴつ 5本
赤えんぴつ 1本
名前ペン（油性黒） 1本
けしゴム 1こ
ものさし（とう明） 1本

中学年

えんぴつ（Bか2B） 6本
赤、青えんぴつ 各1本
名前ペン（油性黒） 1本
けしゴム 1こ
ものさし（とう明） 1本

高学年

えんぴつ（Bか2Bがよい） 6本
赤ペンをふくむカラーペン
（赤、青えんぴつでもよい） 3色まで
名前ペン（油性黒） 1本
けしゴム 1個
ものさし（とう明） 1本

※低学年の筆箱の中身を基準にして、中学年以上は必要に応じて（必要でなければ入れない。）

青えんぴつやカラーペン（赤ペンを入れて3色まで）を入れます。シャープペンシルは使いません。

※前日に、鉛筆はきちんと削っておきましょう。

②下敷きや習字道具、絵の具道具、体操服など、学習に必要な物はきちんと準備しておきましょう。

③ノートが無くなる前に、次のノートを用意しておきましょう。

④本や辞書を入れる手提げ袋を用意しておきましょう。

学校生活にふさわしい身だしなみをしましょう。

生徒指導規程の中に「服装」「髪型」「持ち物」をしっかりと確認しましょう。

「学校生活にふさわしい身だしなみ」の視点で大切なのは、

①運動したり他の児童と関わったりしたときに安全であるか

②学習場面などにおいて、自分や他の児童の集中を妨げるものになっていないか

③登下校の途中など、事故や犯罪に巻き込まれる要因につながっていないか です。

髪の毛が視界を遮っていませんか？

爪は長く伸びていませんか？

上着やシャツのボタンはとれていませんか？



授業中に髪の毛を結び直すような髪型になっていませんか？

学習に必要なものを持ってきていませんか？

シューズのサイズが小さくなっていませんか？

服やズボンが破れていませんか？

～家庭でできるいじめ防止三カ条～

【加計小学校保護者の皆様へのお願い】

1 心にゆとりをもたせて登校を！

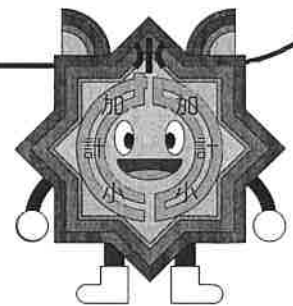
子どもたちが心も体も元気に学校生活を送るためには、学校の始業時刻に間に合うような生活リズム作りが大切です。顔も洗わず、朝食抜きで、教科書類をランドセルに放り込むようにして、朝のスタートが上手くいかず友だちとトラブルになってしまうことがあります。また、ボサボサに乱れた髪型や衣服の乱れや汚れ、ランドセルの中がぐちゃぐちゃになっているようでは、朝から気持ちよく過ごすことはとても難しくなります。心にゆとりをもたせ、さわやかに「いってらっしゃい」と声をかけて送り出しましょう。

2 学校からの配布物、持ち物のチェックを！！

学校からの配布物で共通の話題をもち、子どもの心の状態を把握するようにしましょう。時々、ランドセルの中や筆箱の中を点検し、配布物やテスト等が入ったままになっていないか、買った覚えのない物が入っていないかみるようにしましょう。また、学校へ持って行ったはずの物（例えば傘など）が、いつまでも持ち帰られないことはないか、ということも時々で構いませんので確認をしてみましょう。

3 笑顔の絶えない「あったか言葉」が行き交う家庭作りを!!!

子どもたちが「元気」「やる気」を出すことができるように、愛情のあるあたたかい言葉がけをお願いします。それが友だちと接するときにもどのようにしていけばよいか、考えるもとになります。また人の悪口（友だち、地域、学校など）を言わないようにしましょう。子どもの前で誰かを悪く言う姿を見せることで、良いことは一つありません。言わなければならないことは、相談できるところに相談して、解決していけるようにお願いします。人として良いモデルを示し、何でも相談できる家族関係を築いていきましょう。



☆家庭・地域と学校の双方向で子どもたちがよりよく成長できる環境を作っていきましょう！

難しいことや困ったことなどありましたら、相談してください！

☆良かったことや嬉しかったことなど、良いことをたくさん、家庭・地域と学校とで共有できる加計小学校を目指しましょう!!



第3章 生活について

■ いじめは許さない

「いじめは許さない」という強い意志で指導します。いじめの指導で最も難しいのは発見しにくいことです。教師の見えないところで起きる陰湿ないじめほど、本人のダメージは大きくなります。

できるだけ多くのアンテナを持ち、学校・学級でのいじめキャッチする努力をしています。年間を通して「いじめアンケート」や「i-check」、「教育相談」を実施し、未然防止に努めます。また、いじめの兆候が見られたら、すぐに保護者の皆さんと連携をとり、即座に解決に向けて取り組みます。さらに、再発しないよう様々な支援をしていきます。

特に、いじめの兆候が見えたら、担任が生徒指導主事や教頭及び校長に報告し、学校組織全体で取り組みます。重篤な場合は、教育委員会や関係機関と連携し解決するまで指導します。いじめによって心にダメージがある場合はカウンセラーなどの専門家をお願いして心のケアをします。このような体制で「いじめは許さない」という指導を徹底します。

お子さんがいじめられている兆候が少しでも見られましたら、すぐに御連絡ください。

■ きまりを守る

「きまり」は、日常の学校生活と夏休みなどの長期休業中の「きまり」の2種類があります。学校内でのきまりは、平素からしっかり守れるように指導していきます。

長期休業中など、家庭の協力が必要な約束は御理解・御協力をお願いします。

次に、校内で共通理解している「生徒指導規程」を載せています。御確認ください。

安芸太田町立加計小学校 生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校等)

第2条 全学期を通じて、登下校の時間を守る。

(1) 登校 徒歩通学の人、7時50分から8時05分までに学校に着くようにする。

2 スクールバス利用者は、決められた時間に、決められた場所にて乗降する。その他の方法で登校する場合は、保護者の責任においてなされることとする。

(2) 下校 15時45分に~~一斉~~下校する。^{05分}

(ただし水曜日は15時~~40分~~とする。)

- 2 登下校は、決められた通学路を通り、登下校の約束を守る。
- 3 欠席・遅刻、早退する場合は、事前に保護者が学校と通学班の人に連絡する。遅刻の場合は、保護者が学校へ送り届け、必ず職員へ引き渡す。

(服装)

第3条 校内、学校行事及び校外での学習活動（社会見学など）の際は、基本的に基準服を着用する。

- 2 基準服は、別に定める基準服の規定に則る。
- 3 登下校時は、ランドセルを使用し、赤白帽子を着用する。安全たすきは任意とする。

(髪型)

第4条 学習の妨げにならない髪型とし、華美にならないものにする。

- 2 髪が目にかからないようにする。礼をした後、髪が顔に残る場合、前髪・横髪はとめたり、後髪はまとめたりする。
- 3 ピンやゴムは、黒色・茶色・紺色で飾りのないものを使用する。
- 4 髪を染めたり、パーマをかけたりしない。

(化粧・装飾)

第5条 次のことを禁止する。

- (1) ピアス、ネックレス、ブレスレット、ミサンガなどの装身具。
- (2) 染髪、口紅、マニキュアなどの装飾。
- (3) まゆ毛を細くする。

(持ち物)

第6条 学校生活に不要な物（金銭・携帯電話・ゲーム機・カード類・漫画など）の学校への持ち込みは禁止する。

- 2 ランドセルにつけてよいものは、防犯ブザーと熊除けの鈴、自分の目印になるキーホルダー（1個まで）とする。
- 3 筆箱装着のキーホルダーは禁止する。
- 4 学習時には、鉛筆を使う。（シャープペンシルは禁止する。）カラーペンは、赤ペンを入れて3色までとする。
- 5 その他は三角定規（2種類）、分度器、定規は透明で色なしのものとする。
- 6 タブレットは学習用に借りている物なので、きまりや約束を守って大事に扱う。

(校内での過ごし方)

第7条 だれもが気持ちよく安全に生活するために、以下のことを基本とする。

- (1) 校舎内では、静かにし、廊下や階段は右側を歩く。ボールは、校舎内では投げたりついたりしない。
- (2) 学習中の教室の出入りは、必ず先生の許可を得ること。教室以外の学習も同様である。
- (3) 雨天の時は、教室やワークスペースなどで静かに過ごす。また、体育館使用割り当て表に従って、体育館を使用し、「体育館使用のきまり」を守ることにする。

- (4) 下校後は、許可なく学校敷地内に入らない。
- (5) 児童用タブレットは、別途定める「タブレット使用のきまり」を守って使用する。

第3章 校外での生活に関すること

(外出)

- 第8条 学校管理下以外の外出については、保護者の責任においてなされるものとする。
- 2 外出の際は、行き先・目的・帰宅時刻（午後5時まで）を必ず家の人に伝える。
 - 3 友だちの家に泊まる約束を児童だけで勝手にしない。
 - 4 ショッピングモール・ゲームセンター・ゲームコーナー・映画館・飲食店などの出入りは、保護者同伴とする。
 - 5 ものの貸し借りはしない。（お金・ゲームなど）
 - 6 ものの交換をしない。
 - 7 児童同士で、おごり合いや買い食いはしない。
 - 8 危険な場所（空き家・工事現場など）には行かない。川や山での遊びや花火などするときは、保護者の責任においてなされることとする。

(安全)

- 第9条 交通のきまりを守る。
- 2 自転車に乗る時は、ヘルメットをかぶる。
 - 3 自転車に乗って、スピードの出しすぎや飛び出しをしない。
 - 4 低学年は、道路で自転車に乗らない。
 - 5 自転車は、保護者の許可をもらって乗る。

(防犯)

- 第10条 防犯に努める。
- 2 知らない人からものをもらったり、知らない人について行ったりしない。
 - 3 知らない人に不審な声かけをされたら、すぐに大人に知らせる。
 - 4 知らない人に、友だちの名前や電話番号などを教えない。
 - 5 SNSを通じて知らない人と連絡を取ったり関わりをもったりしない。

第4章 指導に関すること

- 第11条 違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡をする。

第5章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

- 第12条 次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ①飲酒・喫煙
 - ②暴力・威圧・強要行為
 - ③建造物・器物破損

- ④窃盗・万引き
 - ⑤性に関するもの
 - ⑥薬物等乱用
 - ⑦交通違反
 - ⑧刃物等所持
 - ⑨その他法令・法規に違反する行為
- (2) (1) 以外の下記の行為
- ①いじめ
 - ②カンニングなどの不正行為
 - ③家出及び深夜徘徊
 - ④指導無視及び暴言等
 - ⑤不要物持ち込み
 - ⑥服装・身なりの乱れ
 - ⑦携帯電話またはインターネット等による誹謗・中傷
 - ⑧児童間暴力・対教師暴力
 - ⑨その他学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(特別な指導の内容)

第13条 特別な指導は、次のとおりとする。



- (1) 本人への説諭及び保護者への連絡または面談。
- (2) 別室反省指導

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

- 平成26年12月 一部改訂
- 平成28年4月 一部改訂
- 平成29年4月 一部改訂
- 平成29年5月 一部改訂
- 平成30年4月 一部改訂
- 平成31年4月 一部改訂
- 令和2年4月 一部改訂
- 令和3年4月 一部改訂
- 令和4年4月 一部改訂
- 令和5年4月 一部改訂

【加計小学校服装の規定】

<p>基準服</p>	<p>○上衣…イートンW（紺） ・学校が定める名札をつける。 ・夏季（6月～9月）は、白シャツ（ポロシャツ、カッターシャツ、ブラウス） ○下衣…紺色の半ズボン、スラックス、スカート（上着と対になるもの）のいずれか。 ○スカートをはく場合は、アンダーパンツをはく。</p>
<p>防寒着</p>	<p>○寒いときは、ベストやセーター（白・黒・紺。ワンポイントはよい）を着てもよい。 ○登校時は、ジャンパー、手袋、マフラー、耳あて、ネックウォーマーを着用してよい。 ○寒いときは、防寒用ズボン（黒か紺）やスキーウェアを着て登校してもよい。</p>
<p>帽子</p>	<p>○赤白帽子（登下校時は、白色を外にしてかぶる。）</p>
<p>体操服</p>	<p>○原則として学校が定めるものを着用する。 ○体育においては赤白帽子。</p>
<p>水着</p>	<p>○紺又は黒のスクール水着。（伸縮性のあるタイプで長さや型は問わない。）</p>
<p>靴</p>	<p>○通学（体操）用 ・白いもの（中学校に準ずる）で、運動ができる靴。（すべりやすい底の靴は走りにくいので履かない。ハイカットの靴は禁止） ○屋内（体育館使用時も）用 ・学校指定のもの。 ・足の甲部分とかかと部分に記名する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>
<p>靴下</p>	<p>○白・黒・紺の無地のもの（ワンポイントはよい。） ・冬季は、タイツ（無地の黒、または紺）でもよい。（体育の時は、脱ぐ。）</p>

タブレットの使い方の約束

令和5年4月1日 加計小学校

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていけるために、一人一人に安芸太田町からタブレットを貸し出します。タブレットを上手に活用していくことで、みなさんの学習に役立てることが出来ます。タブレットは便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

そのため、加計小学校は、『タブレットの使い方の約束』を決めました。全校児童でこのルールを守り、学校や家庭、児童クラブなどで「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 目的

- 学校で貸し出すタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わることだけに使しましょう。
(学習に関係のないことを検索したり、学習に関係のない動画を見たりしません)
(ゲームや、アプリやソフトのダウンロードはしません)

2 安全に使用するために

- 自分のタブレットは、自分だけが使うことができます。家族や兄弟姉妹にも使わせません。(自分のIDやパスワードを、人に教えません)
- 先生から伝えられたアプリだけを使います。(関係のないアプリを使いません。)
- 先生が許可した時だけ、カメラを使います。また、写真や動画に人が映るときは、必ず許可をもらいます。
- 自宅では、タブレットと自宅のネット環境やコンピュータ等(スマートフォンやタブレットなども)に、必要な時だけ、接続します。
- 自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)は、インターネット上に絶対にあげません。
- 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対書き込みません。
- 作成したデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画)は、学習活動で先生が許可したもののだけを決められたフォルダー(保存場所)に保存します。
- 先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などタブレットの設定は、勝手に変えません。
- インターネットには制限がかけられていますが、もしも怪しいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、先生に知らせます。
(先生たちも、どんなページを開いているか見えています)

3 タブレットをていねいに扱うために

- やさしくそっと置くなど、衝撃をあたえません。
- 汚れた手で、触りません。(月に1回程度、ほこりを取ったり軽くふいたりしましょう)
- 登下校中は、カバンの下に置いたり底に入れたりせず、タブレット用ケースに入れて大切に持ち運びます。
- 持ったまま走ったり、地面に置いたりしません。
- 使うときは、周りに食べ物や飲み物などを置きません。
- 画面は、指で触れるか専用のペンを使いましょう。鉛筆やペンで画面に触れません。
- 充電時は、ケーブルの接続部分をつまんでタブレットにつないだり外したりします。
- 日光が強く当たる場所や、ストーブの近くには置きません。
- 湿気の多いところでは使いません。
- タブレットに、磁石を近づけません。

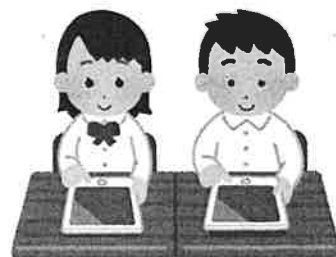
4 健康のために

- タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないようにします。
- 30分に一度は休けいしながら使います。
- ねる時刻の30分前には、使うのをやめます。

5 家庭で使用する時に気を付けること

- 使用する時間や場所は、家族の人とよく話し合います。
- 自宅に持ち帰った後に学校に持ってくるときは、自宅で十分充電をしておきます。
- 家の人の目の届くところに置いておきます。

タブレットや充電器をこわしたりなくしたりしたときは学校に連絡をします。



■ 登下校について

- 学校への登校は、スクールバス通学または徒歩通学です。
- スクールバス通学の場合は、決められた場所・時刻で乗車します。
- 徒歩通学の場合は、通学班ごとに決められた時刻に、集合場所に集まり、登校班で集団登校をします。
- 1年を通して水曜日以外は毎日15時45分に一齐に下校します。
毎週水曜日は15時05分に一齐に下校をします。
- 加計放課後児童クラブに通う児童は、一齐下校後、まとまって移動します。修道放課後子ども教室に通う児童は、一齐下校後、スクールバスで修道活性化センターへ移動します。

※登校班の編成は、通学路や人数を考慮して、原則的には学校で決めます。改善が必要な場合は、PTA地区委員会の方にも相談します。

(徒歩通学の地区割りは、人数によって変更する場合があります。)

※多くの地域の皆さまに見守られての登校に感謝します。



スクールバス通学		
修道・安野便	芦杉・早木・澄合・黒峠・来見・船場・津都見・程原・宇佐・下久日市 横山・野影・香郷・千本・名護木・昌原・上原・槇ヶ原・周川・上田野原・下田野原・五反田・出口・本郷・坂根	
坪野・津浪便	久日市・下坪野・上坪野・吉ヶ瀬・光石・向光石・附地・中ノ原・田ノ尻・砂ヶ瀬 イロハ・ニホヘ・トチリ・ヌルヲ・ワカヨ・タ・レ・ソ・ツ・塚原	
殿賀便	西調子・明ヶ谷・穂坪・高下・辺森・小山・上堀・下堀・江河内・埜	
猪山便	猪山・平見谷・温井	
バス通学		
三段峡交通・あなたく	月の子・草尾・上杉・下杉・穴袋	
徒歩通学		(通学班名)
三郷	巴町・天神町・道の口	巴町・天神町・道の口
香南	香草・辻の河原・遅越	香草・辻の河原・遅越
滝本1	滝本 上	滝本
滝本2	滝本 下	
土居	土居上・土居下	土居・上調子
至誠 尚志 中央1	川登東・川登西・勝草・安中 穴阿・田ノ原 丁川・神田町・新町・西旭町	丁川・西旭町・川登
中央2	古市・空条・本町・東旭町	本町・空条・旭町
川北 川西 浄善	上調子・山崎 見入ヶ崎・上原・鮎ヶ平 鶴渡瀬・木坂	木坂・山崎
自家用車等通学	校区外地域	

日課表

時刻	月火木	水	金
8:15	月火木	水	金
8:20	朝読書	朝読書	朝読書
8:30	学級朝会	学級朝会	学級朝会
8:40	1校時	1校時	1校時
9:25	休憩・移動	休憩・移動	休憩・移動
9:30	2校時	2校時	2校時
10:15	大休憩(20分)	大休憩(20分)	大休憩(20分)
10:35	3校時	3校時	3校時
11:20	休憩・移動	休憩・移動	休憩・移動
11:25	4校時	4校時	4校時
12:10	給食準備	給食準備	給食準備
12:25	給食	給食	給食
12:45	昼休憩(30分) <small>職員休憩 12:45~13:15(30分)</small>	昼休憩(30分) <small>職員休憩 12:45~13:15(30分)</small>	昼休憩(30分) <small>職員休憩 12:45~13:15(30分)</small>
13:15	掃除 13:12~開始		
13:30	休憩・移動		
13:35	5校時	5校時	5校時
14:20	休憩・移動	14:00 休憩・移動	14:00 休憩・移動
14:25	6校時	14:05 6校時	14:05 6校時
15:10	掃りの会	14:50 掃りの会	14:50 ミニそうじ
15:20	パワーアップタイム (学力向上)	15:00 (15:00放送開始) 一斉下校 <small>※委員会活動終了後開始</small>	15:00 掃りの会
15:40	(15:40放送開始) 一斉下校 <small>※委員会活動終了後開始</small>	15:05 職員休憩 15:15~15:30(15分)	15:10 パワーアップ タイム (学力向上)
15:45		15:30 職員研修	56年MB ※掃りの 会を済ませ ておく (15:35終 了厳守)
15:55	職員休憩 15:55~16:10		(15:40放送開始) 一斉下校 <small>※委員会活動終了後開始</small>
16:10	【火のみ】 ①企画委員会・不祥事防止 ②部会 ③いじめ防止委・衛生委員会 ④校内委員会		職員休憩 15:55~16:10
16:45		16:45 職員集会 16:30~	職員集会 16:30~

※夏季冬季の別なし

第4章 家庭との連携について



■ 参観日の意義とお願い

毎回、多くの保護者の皆様が子供たちの学習の様子を参観くださり、ありがとうございます。やはり、この日は特別で、子供たちの目の輝きが違います。がんばる姿を見てもらうと手を挙げる勢いさえ違います。やはり、どの子もお家の人に見てもらい、ほめてもらいたい。そんな素直な気持ちは昔からずっと同じです。お家の人々の愛情に支えられているからこそ、学校という場で思い切って自分を表現できるのだと思います。

このように参観日には子供の成長にとって、思っている以上に大きな意義があります。ぜひ時間を作って子供のがんばりを見いただき、ほめてあげてください。

【参観日のお願い】

- 1 できるだけ教室内に入ってお子様を見てください。兄弟姉妹があっても、ずっとその教室だけとはいかないと思います。できれば、子供に自分の存在がわかるまでは見てあげてください。
- 2 廊下での私語や通話等、御遠慮ください。教室から廊下の声は意外とよく聞こえます。
- 3 参観の後に懇談会や講演会がある時は是非参加してください。
- 4 授業の妨げになりますので、ビデオや写真の撮影は御遠慮ください。

■ 家庭訪問

家庭訪問は、一人一人の子供を理解する上で意義深いと考えています。子供たちの学校での学習・生活について、また配慮を要することや家庭教育についてなど、家庭と学校とが同じ思いで子供たちの成長に関わっていくために行います。忙しい折に時間をとっていただくこととなりますが、よろしくお願いいたします。



■ 学級懇談会

学級懇談会は4月・7月・12月・3月の4回行います。4月は学校の教育方針や学級をどのように指導していくのかを担任から話をさせていただきます。また、学年に応じた話題を通して保護者同士がつながることも大切なことだと考えています。

7月・12月は、1・2学期の振り返りや夏休み・冬休みの過ごし方等について、3月は1年間の振り返りと次の学年に向けての懇談をさせていただきます。

有意義な内容になるよう努力してまいりますので、保護者の皆様の参加をお願いします。

■ 個人懇談

7月・12月に、1学期・2学期の学習や生活の様子について、通知票(あゆみ)をもとに、全保護者と個人懇談をします。

また、友だち関係など気になることがある場合などもこの機会を利用して、担任と懇談していただければよいと思います。

※ 個人懇談に限らず、学校や担任等に相談やお聞きになりたいことがありましたら、いつでも御連絡や御相談ください。



■ 学校からの情報発信など

子供たちの学校生活の様子や様々な取組等について、学校だよりや学級通信、加計小学校ホームページなどを活用して情報発信に努めます。また、学校からのお願いごとやお知らせなどは文書にて通知したり、「すぐメール」(詳細は22ページ掲載)「まなびポケット」を活用してお知らせしたりしています。これらの文書もホームページや「まなびポケット連絡帳」等に掲載していますので、後からでも御確認いただけます。

また、学校では9月・2月(予定)に保護者の皆様に、学校評価アンケートに答えていただき、よりよい学校教育の推進に生かしたいと思います。いじめ・体罰未然防止の取組として、いじめや体罰についてのアンケートも行います。日頃のお子様の様子についてお答えください。気になられることは、いつでも学校へ連絡いただければと思います。

令和5年度 10月 学校評価 保護者アンケート	
1	お子さんは、学校に楽しく通っている。
2	お子さんは、学校の様子やできごとについて家で話をしている。
3	お子さんは、学校の授業がよく分かれると話している。
4	お子さんは、家庭学習の習慣が身についている。
5	ご家庭では、お子さんの家庭学習の様子を見るなど、お子さんの学習状況についておおむね把握している。
6	お子さんは、家や学校で読書をしている。
7	お子さんは、気持ちのよいあいさつをしている。
8	お子さんは、自分も人も大切に育てる子どもに育てている。
9	お子さんは、朝食を毎日しっかり食べている。
10	お子さんは、早寝早起きの習慣が身についている。
11	お子さんは、外で遊んだり、体を動かしたりしている。
12	お子さんは、メディア(テレビ・インターネット・タブレット・SNS等)と上手に付き合っている。
13	学校は安全に生活できるように配慮している。
14	学校からの通知やメール(HP・学校だより・学級通信・すぐメール・まなびポケット)などによって、学校・学級のことが伝わっている。
15	学校(先生)は、悩みや相談に適切に対応してくれている。

保護者アンケート様式(参考)

第5章 教育相談について

■ 「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」について

小・中・高等学校においては、全国的に不登校やいじめの問題のみならず、教師による体罰やセクハラなど深刻な問題も後を絶たない状況です。また、児童虐待や携帯電話を介したネット犯罪の急増など社会全体の環境の変化が児童・生徒に大きな影響を与えており、教育相談体制の充実が以前にも増して重要となっています。

本校でも、日頃から子供の内面の理解に努め、子供が発する兆候を見逃さず、子供からの相談や悩みなどの訴えがあった場合には、「ふれあい相談窓口」を設け、必要に応じてチーム対応を行うなど、子供の立場に立った的確な対応を進めています。

相談日は毎月第3火曜日としていますが、いつでも御相談ください。

ふれあい相談窓口 教頭、養護教諭、生徒指導主事 等



■ スクールカウンセリングについて

本校では、子供や保護者の悩みや要望などを積極的に受け止めることができるようにスクールカウンセラーによる相談活動を行っています。詳細は別途通知しますので、相談希望等ありましたら、下記の要領でお申し込みください。

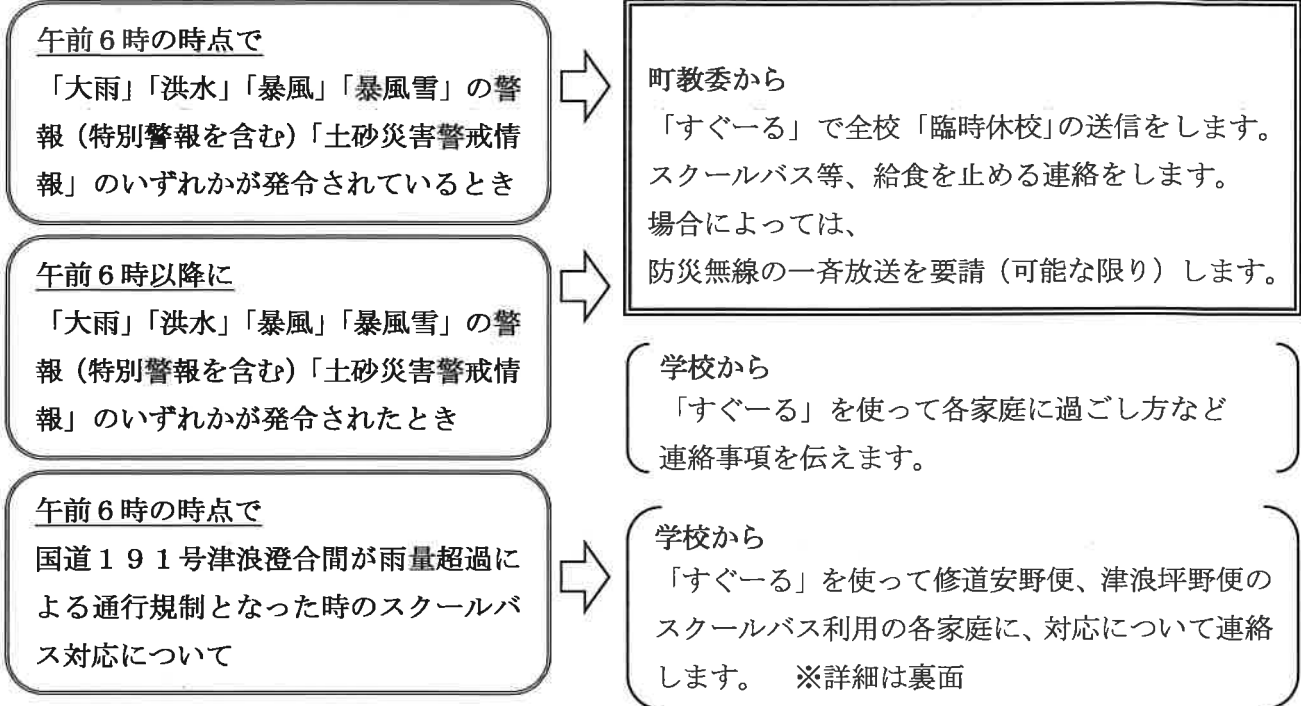
相談内容は、しつけやお子様の気になること、先生との関係、家庭の様子等、どんなことでも構いません。気にかかっていることがある方や悩みを抱えておられる方、誰かに話を聞いてもらいたいと思われる方は、気軽に御利用ください。

- 相談場所・・・加計小学校相談室
- 相談内容・・・上記のとおりです。何でも構いません。秘密は厳守します。
- 詳細につきましては、後日御案内いたします。
- 相談の申し込みは、加計小学校（22-0049）養護教諭まで、お電話ください。

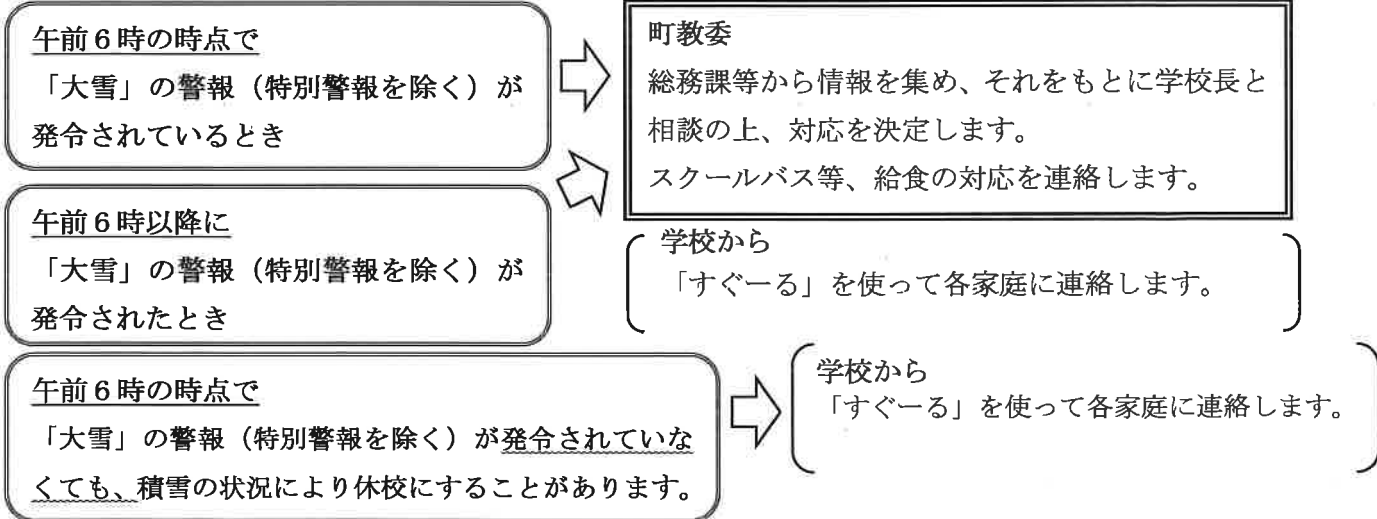
第6章 安全について

■ 警報発令など非常・緊急時の対応

(1) 登校【大雨・洪水・土砂災害・暴風・暴風雪】



(2) 登校【大雪】（特別警報を除く）



(3) 下校【大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪】



※児童だけでの下校が危険な場合や交通機関が使えないときは、学校に待機させ原則保護者に迎えをお願いすることになります。

■ 学校・保護者間の連絡について （「すぐる」 ※安芸太田町内共通）

緊急時の連絡、欠席等の連絡、学校からの通知文、担任からのお知らせなどの連絡ツールとして、「すぐる」を活用しています。学校からの紙媒体でのお知らせも、データでも送信するため、後から内容を確認することができます。また、欠席等について、24時間登録ができるので、都合のいい時間帯に連絡ができます。年度初めすぐの登録をお願いします。（在校生は学校で進級処理をしますので操作は不要です）

第7章 保健室から

■ 保健室では

子供達は体調不良などで保健室に来ます。問診をし、検温や生活の様子を聞くなどして対応しています。基本的には発熱などで学習できない状況がある場合は保護者に連絡し、迎えに来ていただいています。

また、学校では応急処置は行いますが、原則として薬を服用させることや継続的な手当てはできませんので御理解ください。

けがなどで病院に連れて行かなければならない場合は、必ず保護者に連絡します。「家庭連絡カード」へ、必ず連絡がとれる連絡先の記入をお願いします。また、連絡がつかない場合や急を要する場合には、学校の判断で受診させていただきます。その際には保護者の「同意書」が必要です。趣旨を御理解の上、「緊急時連絡先」と併せて記入をよろしくをお願いします。



■ 日本スポーツ振興センターについて

学校の管理下（授業中・正規の通学路での登下校中・野外活動や修学旅行等）で災害にあった場合、治療費や、見舞金の給付を受けることが出来る制度です。

○掛け金は全額公費負担です。（入学時に加入申し込みのための同意書を配布します）

○給付の手続きは学校で行いますので、病院に受診されましたら必ず連絡を下さい。

○月締めの1カ月遅れの手続きになり、申請してから給付までにかかりの日数がかかるため、治療費支払は一時、立て替えていただくことになります。

○給付が決定すると、保護者の指定された口座に振り込まれます。

※但し、該当となるのは保険診療分で診療点数500点以上の場合です。

○けがにより、日常生活に支障をきたすような症状が残った場合や不幸にして死亡されたとき見舞金が支給されます。（*交通事故など、事故の相手方に賠償責任がある場合は、原則としては適用されません。）



■ 感染症にかかった場合について

感染症にかかった場合は、本人の体のこと、周りへの感染を考慮して出席停止となります。学校保健安全法により、出席停止期間が決まっています。登校の際には、医師の指示に従って下さい。

感染症とは、次のような疾病及び医師が認めたものです。

インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 風疹 水痘（水ぼうそう） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
新型コロナウイルス感染症 等 〈上記の感染症は抜粋であり、全てを載せておりません。〉

■ アレルギーの対応について

本校では、アレルギー疾患のある児童が安心して安全な学校生活を送ることができるよう『学校生活管理指導表』を活用し、学校での配慮や支援を行います。

配慮が必要なお子さんについては、『学校生活管理指導表』の提出をお願いします。『学校生活管理指導表』は、成長に伴って状態が変化するため、毎年提出していただきますようお願いしています。

学校生活管理指導表に示されているアレルギー

「気管支ぜん息」「アトピー性皮膚炎」「アレルギー性結膜炎」「アレルギー性鼻炎」

「食物アレルギー」（アナフィラキシー）

第8章 給食について

■ 給食指導について

学校給食は、成長期にある児童の心身の健全な発達のため、栄養バランスを考えた、豊かな食事を提供することを目指しています。給食を残さず食べることで子供の発達に必要な栄養が摂れ、健康な体になります。

また、給食指導は食に関する知識や、感謝の気持ち、マナー等を学ぶよい機会であるととらえています。

御家庭においても「早寝、早起き、朝ごはん」と言われるように、食を大切に、元気に毎日が過ごせるように基本的な生活習慣を整えてください。

■ 食物アレルギー対応について

本校では、保護者の申し出により、加計学校給食共同調理場と連携して、除去食等の対応をしています。その際には、加計学校給食共同調理場に書類（医師による指示書）の提出が必要です。また、安全に給食を提供するために、保護者に詳しいお話を聞かせていただきます。



■ 給食費について

給食費の納入（4月～3月）方法については、別紙通知書を御確認の上、金融機関において手続きを行って下さい。

第9章 事務室から

■ 学校納入金

学校教育活動に必要な経費を集金袋で集金しています。集金回数は7月で一括（1回）または5月～1月までの毎月（9回）のどちらかで、ご都合のよい回数を選んでいただきます。

5月に各学年の年間の集金額をお知らせしますので、御準備をお願いいたします。

なお、就学援助制度認定世帯の方は、学用品費や給食費が支給されます。制度の申請については、御遠慮なく学校へ問い合わせてください。

■ 物品販売について

本校では、文房具類の物品販売を行っていません。御了承ください。

ただし、体育館シューズの購入については、学校に連絡を頂ければ振込用紙を御家庭へお届けします。必要事項を御記入の上直接業者へお振込みください。入金を確認され次第、業者より学校へ体育館シューズが届きますので、お子様を通じてお届けします。（直接店頭で購入されても結構です。）